

(別添)

システムリスクの総点検の結果について

1. システムリスク総点検の目的

平成 23 年 7 月 8 日、金融庁監督局長から関係金融団体等を通じて預金取扱金融機関等に対し、その使用するシステムについて、以下のリスク点検項目について総点検をして頂くとともに、8 月末を目処に、その自己点検の結果を金融庁に提出するように要請しました（詳細は、[7 月 8 日付「金融機関におけるシステムリスクの総点検について」](#)をご参照ください）。

〔要請したリスク点検項目〕

- ・ システムリスクに対する認識等
- ・ 外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保等
- ・ システム投資（人材配置・人材教育を含む）に関する経営戦略
- ・ 障害発生時等のリスク管理態勢のあり方
- ・ 適切な監査体制の確保

このシステムリスクの総点検は、主要行のひとつで発生したシステム障害への対応で得た教訓を他の金融機関においても活かし、顧客サービスや決済システムに重大な影響を及ぼすようなシステム障害を未然に防止するとともに、迅速かつ的確な復旧対応ができるようにすることを目的としたものです。

2. システムリスク総点検への取組み

当局では、昨年 8 月にシステムリスク総点検の趣旨を徹底させるために、総点検の留意点をまとめて金融機関等に配付し、8 月末に、預金取扱金融機関 698 先及び協同組織金融機関のシステム委託先 8 先から総点検結果の報告を受けました。その後、総点検への取組状況や要請したリスク点検項目の状況について、報告内容を精査・分析するとともに、金融機関等に対して、必要に応じてヒアリングを実施し、今般、その結果を取りまとめました。

3. システムリスク総点検の結果

(1) システムリスク総点検の全体的な評価

今回のシステムリスクの総点検では、各金融機関における総点検の作業を通じて、金融機関自らがシステムリスク管理上の課題をあらためて認識した上で、改善に向けた取組みが見られるなど、一定程度の効果があったと考えられます。

しかしながら、システムリスク総点検への取組みについては、金融機関によりバラツキがあるものの、総じてみるとやや不十分な状況でありました。

また、要請したリスク点検項目毎にみると、「システム投資に関する経営戦略」、「適切な監査体制の確保」については、多くの金融機関等がほぼ十分な状況でありましたが、「システムリスクに対する認識等」、「外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保等」、「障害発生時等のリスク管理態勢のあり方」について

は、更なる改善が必要な状況でありました。

業態別にみると、金融機関によりバラツキがあるものの、都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行等には、ほぼ十分なところが多く、外国銀行支店、その他銀行、信用金庫、信用組合の中には、リスク特性や期待される管理態勢のレベルを考慮しても、改善の余地が認められるところがありました。

(2) システムリスク総点検への取組事例

各金融機関には、更なるシステムリスク管理態勢の改善に向けた取組みに資する観点から、今回のシステムリスク総点検により把握された取組事例を還元しておりますが、そのうち代表的な事例を挙げると、次のとおりです。

〔十分な取組事例〕

- 当局の要請を待たずに、システム障害の調査報告書等を入手し、独自にシステムリスクに係る自主点検を行い、経営陣を交え討議している事例。
- 自行の自主点検に併せて、委託先ベンダーに点検を要請し、点検結果を入手し、それらの結果を総合的に評価している事例。
- 要請した点検項目だけでなく、自行の特性に応じたリスクを洗い出し、点検している事例。
- システムの上限値を把握し、上限値に達しないように監視するルールを定めるとともに、当該ルールの定期的な見直しに取り組んでいる事例。
- 共同センターに加盟している金融機関において、共同センター、加盟金融機関などの関係者が全て参加する訓練を毎年実施している事例。

〔不十分な取組事例〕

- 経営陣に対して点検結果の報告を行っていないうえ、経営陣も報告を求めている事例。
- 形式的（表面的）な点検で、既存の規程やマニュアル等の整備状況の確認にとどまっており、PDCAサイクルが回っていることを点検していない事例。
※ 「PDCAサイクル」とは、方針の策定（Plan）、規程・組織態勢の整備（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを繰り返すこと。
- 定期的なシステムリスクアセスメントの確認にとどまっており、あらためてシステムの十分性等を点検していない事例。
- システムの上限値を超えた場合に、システムがどのように作動するのかを把握していないほか、どのような事務処理を行うのかなどを定めていない事例。
- バッチ処理が安定的に稼働していることをもって、バッチ処理が大幅に遅延した場合の対応プランを検討していない事例。

4. 今後の当局の取組み

当局としては、システムリスク管理態勢について、各金融機関に更なる自主的な改善を促すために、今回のシステムリスク総点検の結果を業界団体との意見交換の場等において紹介するなど、情報提供を行ってまいります。

また、今回の総点検の結果やヒアリングを通じて課題が認められた金融機関については、リスク特性等も考慮しつつ、必要に応じ、検査・監督を通じて、より深く

実態を把握し、適切に対応してまいります。

さらに、業界共通的な課題・問題については、着眼点として、監督指針及び検査マニュアルに取り込むことを検討してまいります。

こうした取組みを通じて、今回のシステム障害の教訓を活かし、金融機関における強固なシステムリスク管理態勢の構築を促してまいります。

(以 上)